

セーフティネット保証（5号）の対象業種の拡大について

東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、平成 23 年度上半期のセーフティネット保証（5号）の対象業種を原則全業種（82 業種）にして実施することになりました。

（以下中小企業庁HPより抜粋）

1. 本年 4 月からのセーフティネット保証（5号）制度は、当初は昨年 7～9 月期の業種毎の売上等のデータを基に 48 業種で実施する予定であった。
2. しかしながら、今般、未曾有の震災が発生し、計画停電も含めマクロ経済への影響が懸念される一方、業種判断のためのデータを取り直すことも困難となっている。
3. こうした状況を踏まえ、景気対応緊急保証制度が終了する本年 4 月から、セーフティネット保証（5号）については、緊急避難的に、平成 23 年度上半期において、原則全業種である 82 業種で同制度を運用することとする。

※詳細につきましては、最寄の当金庫の店舗へお問合せください。

セーフティネット保証（5号）の概要

- (1) 保証割合 : 100%保証（5号認定のみ）
- (2) 保証限度額 : 一般保証とは別枠で利用可能。無担保8千万円、最大で2億8千万円。（8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応）
- (3) 対象者 : 特に業況の悪い業種（平成23年度上半期は82業種）に属し、かつ、売上高が一定程度以上減少していること（前年同期比5%以上減少等）などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

<業種基準>

平成23年度上半期において82業種（原則全業種）を対象。

※ 平成23年度下半期については、平成23年4～6月の業況データを基に、業種を見直す予定。

<企業基準>

① 最近3カ月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※ 平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、または以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。

② 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。